

平成 26 年 5 月 15 日 安倍内閣総理大臣記者会見

今回の報告書では、二つの異なる考え方を示していただきました。

一つは、個別的か、集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法的な活動には憲法上の制約はないとするものです。しかし、これはこれまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動の全てを許しているとは考えません。したがって、この考え方、いわゆる芦田修正論は政府として採用できません。自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません。

もう一つの考え方は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方です。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない。憲法前文、そして憲法 13 条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される、こうした従来の政府の基本的な立場を踏まえた考え方です。政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきたいと思えます。

【2014/05/15 付 小西ブログ 抜粋】

・・・安倍総理が会見で述べた「政府の基本的方向性」のうち、集団的自衛権の行使について「二つの異なる考え方を示していただいた」との発言が、丸っきり事実と反することを指摘します。

すなわち、本報告書は、①いわゆる芦田修正論と同様の見解に立って集団的自衛権の行使は可能であると憲法 9 条を再解釈し（「Ⅱ.あるべき憲法解釈 1. 憲法第 9 条第 1 項及び第 2 項」）、その上で、②集団的自衛権の行使に係る要件論を記述しているに過ぎず（「Ⅱ.あるべき憲法解釈 2. 憲法上認められる自衛権」）、安倍総理が会見で述べているいわゆる「限定容認論」を体系だった憲法解釈論としては何ら展開していません。

つまり、報告書には憲法解釈論としては「一つの考え方」しか存在しないのに、「二つの異なる考え方」があると安倍総理は勝手にねじ曲げて言っているだけなのです。

(略)

しかし、こうした状況は敵失というより、安倍総理が今後更に強引な手法で閣議決定に持ち込む恐れがあるものと危惧すべき事態であると考えます。